

令和7年4月22日  
公益社団法人北海道観光機構

令和7年度 アドベンチャートラベル推進事業  
国内連携商品造成事業（グリーン期）の企画提案を公募します

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。  
当機構では、標記事業に係る業務受託者選定のための企画提案を下記のとおり募集いたします。

敬具

記

1. 事業名  
令和7年度 アドベンチャートラベル推進事業 国内連携商品造成事業（グリーン期）
2. 事業目的  
令和5年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、日本全体のATへの注目度が高まっており、今後、海外からの北海道・日本への送客の増加が期待されるが、その需要を取り込むためには、道内だけでなく、日本国内全域で連携した商品が求められている。  
本事業では、北海道と国内他地域を繋ぐ長期のATツアー商品の造成に向けて、商品・商材の内容共有を目的とした現地調査・研究会を実施するほか、北海道内ツアーオペレーターと道外のインバウンドDMCとの間で商談会を実施する。
3. 応募方法  
募集要領を読み、期限までに必要書類をご提出ください。
4. 今後のスケジュール（予定）

4月22日（火）	公示
4月30日（水）	企画提案の参加表明期限
5月20日（火）	企画提案書の提出期限
5月下旬	審査会（ヒアリング審査）の実施（予定） ※4社以上応募の場合は、書類による予備審査の上、上位3位の 本審査（ヒアリング審査）を行う
6月上旬	委託事業者決定、契約締結、事業の実施
5. 問合せ先  
札幌市中央区北3条西7丁目  
公益社団法人 北海道観光機構  
事業企画本部プロモーション部 堀田 彰  
Email ak\_horita@visithkd.or.jp TEL 011-231-0941

以上

令和7年度 アドベンチャートラベル推進事業  
国内連携商品造成事業（グリーン期）  
企画提案募集要領（企画提案指示書）

1. 事業名

令和7年度 アドベンチャートラベル推進事業 国内連携商品造成事業（グリーン期）

2. 事業目的

令和5年9月にアドベンチャートラベル・ワールドサミット北海道・日本（ATWS2023）がアジアで初めて実地開催されたことを受けて、日本全体のATへの注目度が高まっており、今後、海外からの北海道・日本への送客の増加が期待されるが、その需要を取り込むためには、道内だけでなく、日本国内全域で連携した商品が求められている。

本事業では、北海道と国内他地域を繋ぐ長期のATツアー商品の造成に向けて、商品・商材の内容共有を目的とした現地調査・研究会を実施するほか、北海道内ツアーオペレーター道外のインバウンドDMCとの間で商談会を実施する。

3. 事業実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

4. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及コンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち1者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと
- (3) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること
- (4) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること

5. 契約方法等

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約  
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

6. 委託事業費（上限）

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

7. 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結日から令和7年10月31日（金）まで

(2) 業務スケジュール

4月22日(火)	公示
4月30日(水)	企画提案の参加表明期限
5月20日(火)	企画提案書の提出期限
5月下旬	審査会(ヒアリング審査)の実施(予定) ※4社以上応募の場合は、書類による予備審査の上、上位3位による 本審査(ヒアリング審査)を行う
6月上旬	本見積書の提出、委託事業者決定、契約締結、事業の実施

8. 業務委託内容(企画提案事項)

(1) 現地調査・研究会の実施

① 実施目的

- (ア) 北海道の商品・商材の内容共有を目的としたAT商品の現地調査の実施
- (イ) 北海道と国内他地域を繋ぐ長期コース造成に向けた研究会の開催(行程期間内に半日程度)

② 実施場所・期間・時期

- (ア) 場所 北海道内
- (イ) 期間 2泊3日
- (ウ) 時期 令和7年7月~9月

③ 実施内容

- (ア) 初日に各地より北海道内集合、ブリーフィング
- (イ) 翌日から2日間現地調査及び意見交換会
  - ・レベル2~4(中程度)の登山・トレッキング・ハイキングアクティビティを1つ以上行程に含めること
  - ・文化体験または地域住民との交流を行程に含めること
  - ・意見交換会を各日の行程終了後に実施すること
- (ウ) 実施期間後半に研究会(アドバイザー・専門家の講話等)を実施すること  
※最終的に観光機構と打合せの上行程を決定する

④ 参加対象(※行程の一部分のみの参加を可とする)

- (ア) 北海道内ツアーオペレーター 4社以上
  - ・1事業者最大2名まで
  - ・(2)の商談会に必ず参加すること
- ※道内ツアーオペレーターに幅広く参加機会が得られるよう、周知及び参加者募集の方法を具体的に提案すること

⑤ アドバイザー・専門家

- (ア) アドバイザー アドベンチャートラベル業界に精通した、道外BtoBのインバウンドDMC 3社以上
- (イ) 専門家 1名  
※最終的に観光機構と協議の上決定する

⑥ 業務内容

- (ア) 全体の企画
- (イ) 現地調査の企画・運営、必要なアクティビティやガイドの手配
  - ・参加人数により適切なガイド数を手配すること
  - ・アクティビティガイドの保有資格を明示すること
  - ・可能な限り北海道アウトドアガイドもしくは北海道アドベンチャートラベルガイド資格所有者をアサインすること
- (ウ) 研究会の企画・運営、会場の手配
- (エ) 参画事業者(北海道内ツアーオペレーター)、アドバイザーおよび専門家への連絡・調整
- (オ) 行程に含まれる参画事業者、アドバイザーおよび専門家の旅行手配
- (カ) 参画事業者による報告書の作成および報告書の回収

- (キ) 参画事業者、アドバイザーおよび専門家からの意見集約および事業実績報告書への反映
- (ク) 実施コースについては、観光機構ウェブサイトモデルコース(サンプルツアー)として掲載するため、その協議に応じること

⑦ 見積りに含める項目

- (ア) 企画費
- (イ) 管理運営費
- (ウ) アクティビティ代金(ガイド料金、ガイド交通費含む)
- (エ) 集合から解散までの参画事業者、アドバイザーおよび専門家の旅行手配内容に関わる費用
- (オ) アドバイザーおよび専門家の出発地と集合・解散場所との間の往復交通費
- (カ) アドバイザーおよび専門家の前後泊費(必要に応じ含めることを可とする)
- (キ) 専門家への謝金(1名1時間あたり10,000円を上限とする)
- (ク) 意見交換会および研究会会場費

⑧ 見積りに含めない項目

- (ア) 参画事業者の出発地と集合・解散場所との間の往復交通費
- (イ) 参画事業者の前後泊費

⑨ 成果物

- (ア) 各参画事業者が現地調査・研究会に関する報告書を作成し、提出すること
- (イ) 8⑥(ク)で示すモデルコース掲載にあたり、下記を提出すること。
- (ウ) 観光機構ウェブサイト掲載用のアイテナリー(日本語・英語)
- (エ) 観光機構ウェブサイト掲載用の写真(4枚程度)

(2) 商談会の実施

① 実施目的

参画事業者間で自社AT商品の紹介及び情報交換を行うとともに、北海道と国内他地域を繋ぐ長期のAT商品造成を目指し、北海道内ツアーオペレーターと北海道外ツアーオペレーター間にて商談を行う。

② 実施場所・時期・時間

- (ア) 場所: 北海道内
- (イ) 時期: 上記(1)の期間内 ※最終日を想定
- (ウ) 商談時間: 商談1枠20分程度

③ 参加対象

- (ア) 北海道内ツアーオペレーター 4社以上
- (イ) アドベンチャートラベル業界に精通した、道外のBtoBのインバウンドDMC 3社以上

上記(ア)(イ)共通

- ・1事業者最大2名まで
- ・少なくとも1名は現地参加、2人目以降はオンライン参加を可とする
- ・オンライン参加する場合は、参画事業者がPCを用意すること

④ 業務内容

- (ア) 参加者の取りまとめ・案内など事務局業務全般
- (イ) 会場・備品手配、会場側との調整業務
  - ・オンライン会議に適した通信環境の整った会場を手配すること
- (ウ) 商談会の運営、商談スケジュールの作成
- (エ) アンケートの実施、集計、分析
- (オ) 成果物の回収

⑤ 見積りに含める項目

- (ア) 企画費
- (イ) 管理運営費
- (ウ) 会場費および備品
- (エ) アンケート集計・報告書作成経費
- ⑥ 成果物
  - (ア) 参画事業者（北海道内ツアーオペレーター）1社につき、北海道＋国内他地域を繋ぐAT商品を2コース以上造成し、提出すること。
  - (イ) 造成された商品のプロモーション、販売手法（旅行博への出展、自社OTAへの掲載など）について示すこと。

(3) 地域及び事業者への協力依頼  
可能な限り地域の関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を得ることにより、委託事業費と同額程度の現物協賛の獲得に努めること。

(4) その他  
上記以外に、現地調査・研究会および商談会の充実を図る提案があれば盛り込むこと。

(5) 上記(1)～(4)の業務遂行にかかる計画の策定

(6) 上記(1)～(4)の業務にかかる進行管理

(7) 事業実績報告書及び成果物の提出

- ① 事業実績報告書
    - ・紙媒体3部及び電子データ
  - ② 成果物
    - ・現地調査・研究会の報告書（アンケート結果、意見交換会の意見集約、研究会の内容および各参画事業者が作成した成果物を含むもの）
- ※報告書は、イベント写真や個人情報を含む全体報告書と、個人情報等を除いた公開用報告書の2種類を作成すること。全体報告書は印刷物3部及びデータ、公開用報告書は印刷物1部及びデータを提出すること。
- ・商談会の報告書（参画事業者が造成した商品の内容を含むもの）

## 9. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和7年4月30日（水）15:00
- (2) 提出方法 メール
- (3) 提出場所 事業企画本部プロモーション部 堀田彰 ak\_horita@visi1thkd.or.jp

## 10. 企画提案書の提出

- (3) 提出書類
  - ① 企画提案書  
上記「8. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。  
審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。
  - ② 企画提案事項の総括表  
各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4用紙1枚程度）。
  - ③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）  
執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。
  - ④ 事業実績  
会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

- ⑤ 業務実施体制  
当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。
  - ⑥ コンソーシアム協定書の写し  
コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）
  - ⑦ 見積書（参考見積り）
    - ・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）
    - ・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること
- (4) 規格及び部数  
A4判 4部（社名あり1部、社名なし3部）
  - (5) 提出方法  
提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。
  - (6) 提出期限  
令和7年5月20日（水）15・00（厳守）
  - (7) 提出場所  
札幌市中央区北3条西7丁目  
（公社）北海道観光機構 事業企画本部プロモーション部  
担当 堀田彰 TEL 011-231-0941

## 11. 企画提案の評価基準

- (1) 業務遂行能力  
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
  - ・ 指示内容が十分理解されているか。
  - ・ 協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
  - ・ 効果的な事業内容となっているか。
- (3) 実現性  
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。
- (4) 経済合理性  
費用対効果が高い提案になっているか。

※北海道観光機構は、「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできませんので、提案に含めないよう留意ください。

## 12. 応募上の留意事項

- (1) 企画提案は、1社1提案とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。
- (5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。
- (6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。
- (7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

- (8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。
- (9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。
- (10) 企画提案の採否については文書で通知する。

13. 著作権等の取扱

- (1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。
- (2) 成果品および構成素材に係る知的財産等  
ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することのないよう十分に配慮すること。

14. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

- (1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。
- (2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

15. 再委託について

再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

16. 事業問合せ先

札幌市中央区北3条西7丁目  
公益社団法人 北海道観光機構  
事業企画本部プロモーション部 堀田彰  
ak\_horita@vis1thkd.or.jp  
TEL 011-231-0941

以上